

- ・部活動指導員に対する研修会の実施
- ・顧問の休養日の設定

等

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・当該事業の財源（国1/2、県1/2）
- ・事業主体（市町村）を含めた場合（国1/3、県1/3、市町村1/3）
- ・国の補助事業の採択要件であり、県負担は妥当。

(4) 類似事業の有無

- ・無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	33,834	指導員報酬等に対する補助金
合計	33,834	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・岐阜県清流の国スポーツ推進条例 11 条
- ・清流の国ぎふスポーツ推進計画

(2) 国・他県の状況

- ・多数の県が継続して予算要求を行う動きがある。

(3) 後年度の財政負担

- ・国事業の継続に合わせて県事業を継続

(4) 事業主体及びその妥当性

- ・事業主体：市町村
- ・国において、市町村への間接補助事業を想定しているため、妥当。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
令和3年までに市町村における部活動指導員の配置を促進する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目標	達成率
指導員人数	0人 (H29)	(H)	43人 (H30)	72人 (R1)	86人 (R3)	83.7%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
市町村が実施する部活動指導員の配置事業に対する補助
（12市町 56校 75名）
- ・部活動指導員に対する研修の実施（任用前研修会）
※コロナ感染症のため、資料配布を配布し、各学校において管理職からの研修を実施。

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
中学校の運動部活動は、顧問が自身の競技経験のある部活動を指導していることが少なく、顧問から専門的指導が受けられていない部が60%に上るが、部活動指導員を配置することにより専門的な指導が受けられるようになった。また、部活動が教員の長時間勤務の原因の一つであるが、部活動指導員の配置は教員の長時間勤務の削減になっている。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	<p>岐阜県の中学校の部活動は、少子化や生徒のニーズの多様化など、様々な課題に直面している。その多様な課題に対応するため、岐阜県中学校部活動指針を作成した。指針の具現のため、有効な事業である。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	<p>部活動指導員配置の効果について、各教育事務所へ情報共有しており、部活動指導員の配置人数は増加している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	<p>事業主体である市町村と連携を図りながら事業が進められている。</p>

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>部活動指導員を配置するには、各市町村が部活動指導員に係る規則等の整備や、県の指針の趣旨を踏まえた活動が必要である。また、各市町村において、指導員を確保が必要である。</p>
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>令和3年までに特定の市町村に指導員を配置することで、県全体の活用の有効性を広く周知する。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	
<p>組み合わせて実施する理由や期待する効果 など</p>	